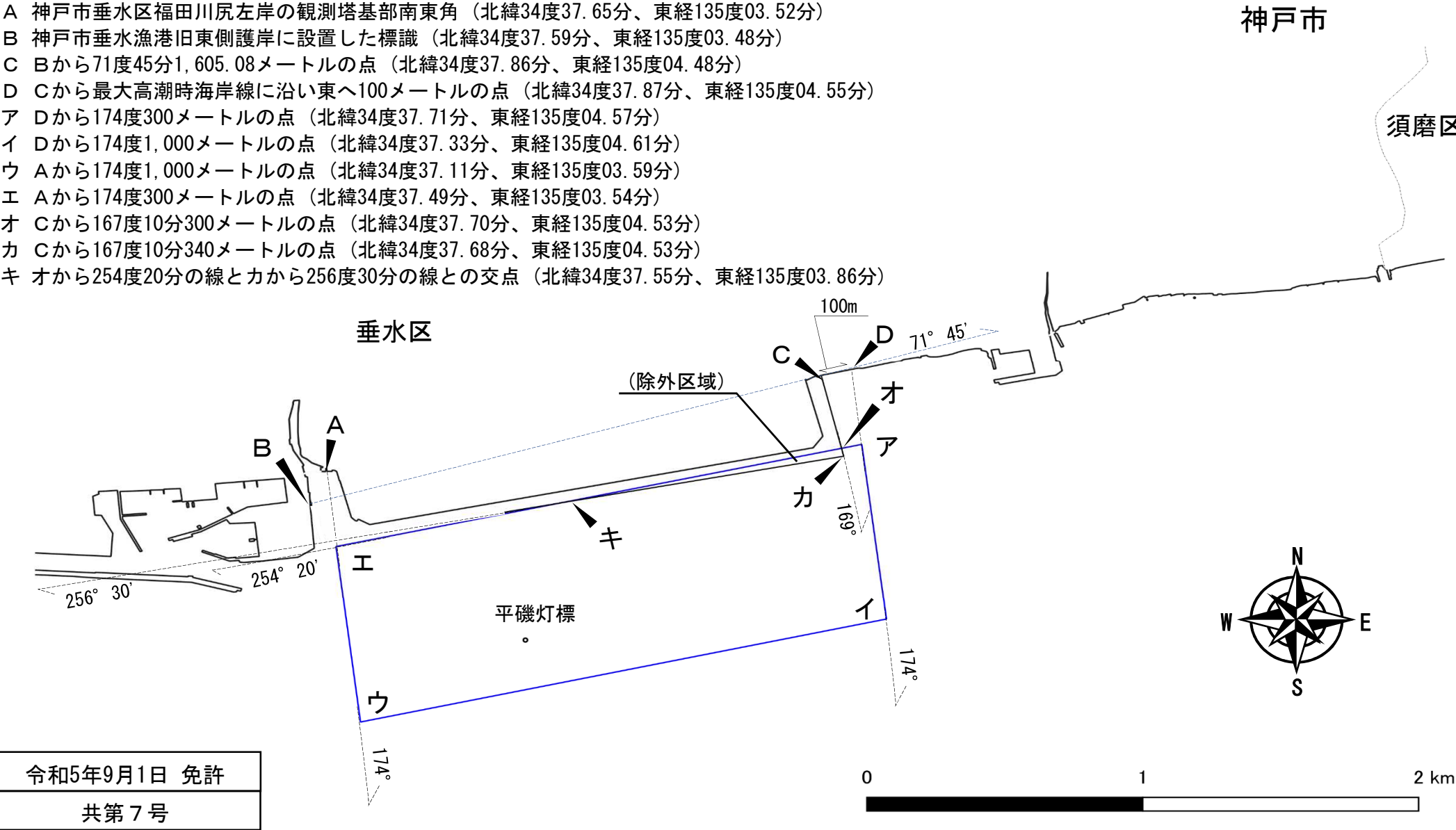


免許番号 共第7号
漁場の位置 神戸市垂水区平磯沖合
漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。
(除外区域) 点オ、カ、キ及びオを結んだ線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 神戸市垂水区福田川尻左岸の観測塔基部南東角（北緯34度37.65分、東経135度03.52分）
 - B 神戸市垂水漁港旧東側護岸に設置した標識（北緯34度37.59分、東経135度03.48分）
 - C Bから71度45分1,605.08メートルの点（北緯34度37.86分、東経135度04.48分）
 - D Cから最大高潮時海岸線に沿い東へ100メートルの点（北緯34度37.87分、東経135度04.55分）
 - ア Dから174度300メートルの点（北緯34度37.71分、東経135度04.57分）
 - イ Dから174度1,000メートルの点（北緯34度37.33分、東経135度04.61分）
 - ウ Aから174度1,000メートルの点（北緯34度37.11分、東経135度03.59分）
 - エ Aから174度300メートルの点（北緯34度37.49分、東経135度03.54分）
 - オ Cから167度10分300メートルの点（北緯34度37.70分、東経135度04.53分）
 - カ Cから167度10分340メートルの点（北緯34度37.68分、東経135度04.53分）
 - キ オから254度20分の線とカから256度30分の線との交点（北緯34度37.55分、東経135度03.86分）



表示 番号	表 示												
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件		
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで									
海 区		兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第7号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		